

鳥取市障がい者就労継続支援B型事業所通所費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい者就労継続支援B型事業所通所費助成金（以下「本助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1項第2号に規定する就労継続支援B型事業所に通所している者に対し、通所に要する費用の一部を助成することにより、障がい者の経済的負担を軽減し、もって社会参加の促進を図ることを目的として交付する。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、鳥取市内に住所を有し、就労継続支援B型事業所に通所している在宅の障がい者で自宅から当該施設等までの片道距離が経済的かつ合理的な経路において2km以上のものとする。ただし、徒歩により通所している者及び生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）に基づく保護を受ける者には交付しない。

(助成金の算定等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、この要綱による助成以外の通所に係る助成を受けている場合は、当該助成を控除した額とする。

- (1) 定期券を購入し、公共交通機関を利用して通所している者 1ヶ月の通所に係る定期券の購入に要した経費（各種旅客運賃の割引に係る定めに基づき運賃割引の適用を受けている場合は、割引後の額）に相当する額（1ヶ月の通所日数が施設の開所日数に満たない場合は、当該額に通所日数を乗じた額を施設の開所日数で除した額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (2) 回数券を購入し、公共交通機関を利用して通所している者 1ヶ月の通所に係る回数券の購入に要した経費（各種旅客運賃の割引に係る定めに基づき運賃割引の適用を受けている場合は、割引後の額）に相当する額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (3) 定期券又は回数券が発行されている区間を、定期券又は回数券を購入せずに、現金を支払い通所している者は、6ヶ月分の定期券を購入したものとして、第4条第1号の計算方法を適用する。ただし、定期券又は、回数券が発行されていない区間を、現金を支払い通所している場合は、1ヶ月の通所に係った経費を3分の1で除した金額を助成する。
- (4) 自動車等（自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車をいう。）で通所している者（家族等の送迎により通所を行う者を含む。） 別表左欄の区分に応じ、当該右欄に掲げる額（1ヶ月の通所日数が施設の開所日数に満たない場合は、当該額に通所日数を乗じた額を施設の開所日数で除した額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

2 前項に規定する開所日数は、障害福祉サービス受給者証に記載されている支給決定量を

上回らないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 本助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間の実績を取りまとめた上で、当該各号に定める期間に申請するものとする。

- (1) 4月1日から6月30日まで 7月1日から10日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで 10月1日から10日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで 1月1日から10日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで 4月1日から10日まで

2 前項の申請は、鳥取市障がい者就労継続支援B型事業所通所費助成金交付申請書（様式第1号）に、就労継続支援B型事業所通所証明書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(助成金の交付)

第6条 前条の申請があったときは、市長は、その内容を速やかに審査し、適当であると認めたときは、速やかに本助成金を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

自動車等の片道の使用距離	月額
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円